十九　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

二十　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるにしねずみざめの採捕は、禁止する。

二十一　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業による体重二十五キログラム未満のめかじきの採捕は、禁止する。ただし、体重二十五キログラム未満のめかじきの総漁獲尾数の百分の十五を超えない場合は、この限りでない。

二十二　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十三　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるふういかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十四　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるにしまかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十五　大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるにしくろかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十六　北緯五度の線以南の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるびんながの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十七　北緯五度の線以北の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十八　北緯五度の線以南の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十九　南緯四十度以北の大西洋条約海域（地中海の海域を除く。）において、農林水産大臣が定めた期間内に当該海域に新たに入域した船舶を使用して行うかつお・まぐろ漁業の操業は、当該期間内においては、禁止する。

三十　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第三十三号までにおいて「西大西洋の海域」という。）におけるかつお・まぐろ漁業による体重

十八　大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

十九　大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるにしねずみざめの採捕は、禁止する。

二十　大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重二十五キログラム未満のめかじきの採捕は、禁止する。ただし、体重二十五キログラム未満のめかじきの総漁獲尾数の百分の十五を超えない場合は、この限りでない。

二十一　大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十二　大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるふういかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十三　大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるにしまかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十四　大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるにしくろかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十五　北緯五度の線以南の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるびんながの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十六　北緯五度の線以北の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十七　北緯五度の線以南の大西洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるめかじきの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。

二十八　南緯四十度以北の大西洋条約海域（地中海の海域を除く。）において、農林水産大臣が定めた期間内に当該海域に新たに入域した船舶を使用して行う遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、当該期間内においては、禁止する。

二十九　北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第三十二号までにおいて「西大西洋の海域」という。）における遠洋かつお・まぐろ漁業による